

令和4年7月6日
企画総務部契約検査室

大牟田市建設工事等に係る業者の指名停止等の措置について

指名停止措置

1) 業者名

(株)銭高組 九州支店
福岡県福岡市博多区店屋町2 - 16

2) 事実概要

本件は、(株)銭高組の元社員が、防衛省近畿中部防衛局が発注した公共工事において、公契約関係競売入札妨害容疑で、令和4年5月31日、在宅起訴されたものである。

3) 大牟田市の措置

ア) 指名停止措置理由

当該業者たる(株)銭高組の元社員が公契約関係競売入札妨害容疑で在宅起訴されたことは、大牟田市指名停止等措置要綱別表第2第6号(談合等)に該当するので指名停止措置を講ずるもの。

イ) 指名停止措置期間

令和4年7月6日～令和5年1月5日

大牟田市指名停止等措置要綱 別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(談合等) 6 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上24月以内